## 別表1

一般飲料水（食品関係営業者）水質試験検査の実施内容

| 検 査 頻 （ | 1 年以内ごとに 1 回必須検査項目を実施すること。 <br> 5 年以内ごとに 1 回別表 2 の検査項目を実施すること。 |
| :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & \text { 必 } \\ & \text { 須 } \\ & \text { 查 } \\ & \text { 項 } \\ & \text { 首 } \end{aligned}$ | 外観 <br> 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素 <br> 定量 <br> 塩素イオン <br> 定量 <br> 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） <br> 定量 <br> p H値 <br> 一般細菌 <br> 大腸菌群 |
| $\begin{aligned} & \text { 選 } \\ & \text { 択 } \\ & \text { 検 } \\ & \text { 項 } \\ & \text { 首 } \end{aligned}$ | 水源付近の環境汚染及び土壌の特質から判断して，別表2から必要と認められた検査項目を選択すること。 <br> トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン及び $1, ~ 1, ~ 1-ト リ ク ロ ロ エ タ ン に よ る ~$汚染がある場合は，必ずこの項目を選択すること。 |
| $\begin{aligned} & そ \\ & \text { の } \\ & \text { 他 } \end{aligned}$ | －新規営業開始時にあたつては別表2の検査項目を実施すること。 <br> 別に規格基準の定めがあるものについては，別途必要な検査を実施すること。 <br> 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）については，有機物（全有機炭素（ T O C ） <br> の量， $3 \mathrm{mg} /$ し以下）に代えてもよい。 |

## 別表2

「食品製造用水」

| 番号 | 項目名 | 基準値 | 番号 | 項目名 | 基準値 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 一般細菌 | 1 ml の検水で形成さ れる集落数が 100 以下 | 14 | 鉄 | 0.3 mg ／¢以下 |
| 2 | 大腸菌群 | 検出されないこと | 15 | マンガン | 0.3 mg ／l 以下 |
| 3 | シアン | 0.01 mg ／㕽下 | 16 | 亜鉛 | 1．0mg／¢以下 |
| 4 | 水銀 | 0． 0005 mg ／¢以下 | 17 | カルシウム，マ グネシウム等 （硬度） | 300 mg ／¢以下 |
| 5 | 鉛 | 0.1 mg ／¢以下 | 18 | 蒸発残留物 | 500 mg ／¢以下 |
| 6 | 六価クロム | 0． 05 mg ／㕽下 | 19 | フェノール類 | 0．005mg／¢以下 |
| 7 | カドミウム | 0．01mg／㕽下 | 20 | 陰イオン界面活性剤 | $0.5 \mathrm{mg} /$ ¢以下 |
| 8 | ヒ素 | 0． 05 mg ／生以下 | 21 | pH 値 | 5．8以上 8.6 以下 |
| 9 | フッ素 | 0.8 mg ／¢以下 | 22 | 臭気 | 異常でないこと |
| 10 | 硝酸性窒素及 び亜硝酸性窒素 | 10 mg ／㕽下 | 23 | 味 | 異常でないこと |
| 11 | 塩素イオン | 200mg／¢以下 | 24 | 色度 | 5 度以下 |
| 12 | 有機物等（過マ ンガン酸カリ ウム消費量） | 10 mg ／㕽下 | 25 | 濁度 | 2 度以下 |
| 13 | 銅 | 1． 0 mg ／¢ 以下 | 26 | 有機リン | $0.1 \mathrm{mg} /$ 㕽下 |

